

# 《 公益通報・要件及び窓口 》

公益通報とは？(どのような法令違反行為が公益通報の対象となるか)

→ 対象となる法律に規定される犯罪行為や、その他の法令違反行為(最終的に刑罰が規定されているもの)、また過料の対象となる行為が生じ、又はまさに生じようとしていることが必要。

【対象となる法律(国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる法律)の例】

個人の生命・身体 の保護	・刑法 ・食品衛生法 ・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ・建築基準法 ・薬事法 など
消費者の利益の 擁護	・金融商品取引法 ・電気事業法 など
環境の保全	・大気汚染防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 など
公正な競争の 確保	・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 ・不正競争防止法 など
その他	・個人情報の保護に関する法律 ・労働基準法 ・著作権法 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律 など

※詳細は、公益通報者保護制度ウェブサイトをご参照ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/)

【通報と相談】

通報とは？	法令違反行為等、一定の事実を他人に知らせる行為 (具体的な事実を示して行われるもの)
相談とは？	ある行為が法令違反行為に該当するか否か等、法律の解釈等について他人に助言を求める行為 (法令違反行為を誰が行っているかなど具体的な事実を知らせないで行われるもの)

【公益通報・相談窓口】

総務部コンプライアンス課(必要に応じて監査室等と連携)

TEL: 03-5803-4784

メール: koueki.adm@tmd.ac.jp

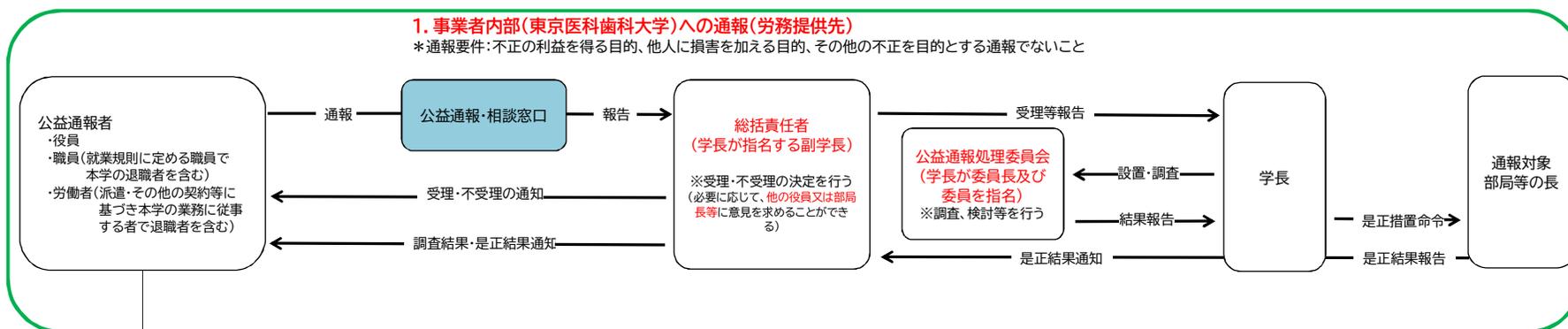
郵送: 〒113-8510 東京都文京区湯島1-5-45 コンプライアンス課 公益通報窓口宛

\* 通報する場合、「労働者からの通報フォーマット」を利用してください

<http://www2.tmd.ac.jp/cmn/syokuin/koueki/format.xls>

\* 電話による通報・相談は、原則として平日の8:30~17:15 の間、受け付けが可能です。

# 《 公益通報フロー 》



## 2. 行政機関への通報(処分等の権限を有する行政機関)

\* 通報要件: 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正を目的とする通報でないこと。

通報内容が真実であると信じる相当の理由がある、又は氏名や通報対象事案の内容等を記載した書面が提出されること。

行政機関・地方公共団体の機関

## 3. その他の事業者外部への通報(被害の拡大防止等のために必要と認められる者)

\* 通報要件: 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正を目的とする通報でないこと。

通報内容が真実であると信じる相当の理由があること。

次のいずれか1つに該当すること。

- ① 事業者内部又は行政機関に公益通報をすれば解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- ② 事業者内部に公益通報すれば当該通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造されるおそれがあると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- ③ 事業者内部に公益通報すれば、事業者が通報者を特定させる事項を、それと知りながら漏えいすると信ずるに足りる相当の理由がある場合
- ④ 労務提供先から事業者内部又は行政機関に公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求された場合
- ⑤ 書面(紙文書以外に、電子メールなど電子媒体への表示も含まれる。)により事業者内部に公益通報をした日から20日を経過しても、当該対象事実について、当該労務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該労務提供先が正当な理由がなくて調査を行わない場合
- ⑥ 個人の生命・身体に対する危害、又は財産に対する回復困難もしくは重大な損害が発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由がある場合

報道機関・消費者団体等